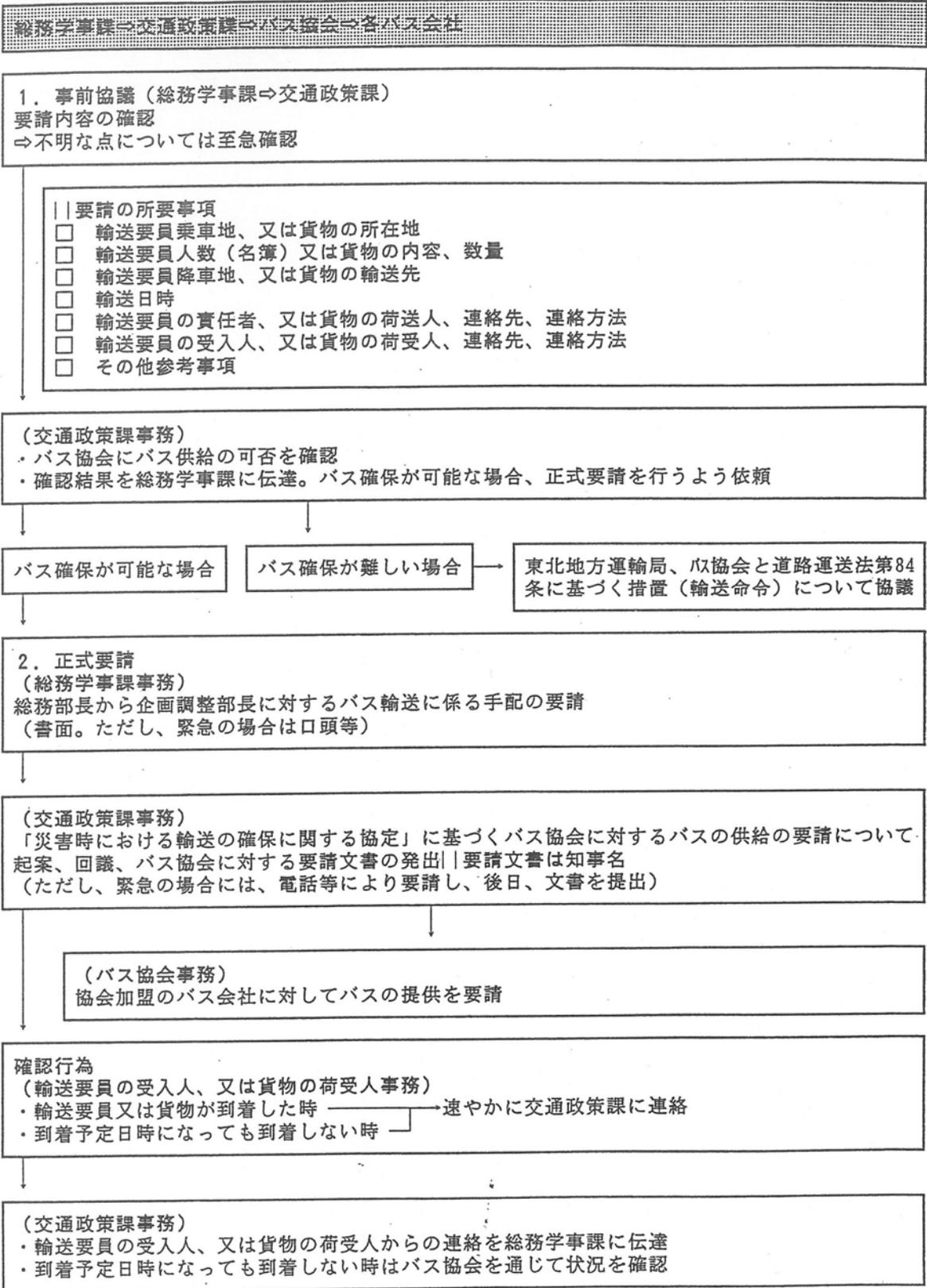


# 一般住民の噴火前避難の為に道路交通規制について

## ◆輸送事務（バス輸送）の手順について



（出典：岩手県交通政策課マニュアル）

## 新潟県中越地震における宿泊施設への二次的影響

## ■国土交通省北陸地方整備局監修「越のくにづくり ほっと ほくりく」

臨時増刊号 No.49 平成 16 年新潟県中越地震特集 (2005.March) p.22

2004 年 11 月に新潟県旅館組合が行った調査によれば、佐渡や下越地域にもキャンセルが続出。10 月 23 日の地震発生から 11 月 10 日までに宿泊・宴会のキャンセルは、約 31 万 2,000 人にも達した。しかもこの数字はその後も増え続け、12 月 15 日の時点では 41 万 7,000 人に達している。率にすると県内平均で 8 割前後、中には 9 割以上の地域もあり、被害の総額は 80 億円近くになるものと見られている。

また、湯沢など長野県境近くは地震の被害はほとんどなかったが、スキーシーズンを間近に控えての地震で、湯沢では年明け 5 日までのスキー客は前年比で 3 割減、塩沢町でも正月 3 日までのスキー客は 3 割近くも減少した。

新潟市内では上越新幹線の不通によってビジネス客が減少し、自粛ムードで、宴会や婚礼のキャンセルが相次いだ。新潟市によれば、11 月中旬までの市内のホテルや旅館のキャンセルによる被害額は約 2 億 5,000 万円に達している。市内の宿泊施設約五十社が加盟する「新潟市ホテル旅館業連絡協議会」によれば、地震によって売上げが前年比で四割近くも減少しているという。このほか、市内の観光施設やレストラン、お土産物屋なども深刻な打撃を受けている。

## ■新潟県旅館組合 電話ヒアリング結果 (4 月 1 日)

- ・二次的被害の数字は集計しているが、詳細は一切公表していない。プレスリリースの範囲であれば口頭で回答可能 (以下、その回答結果)。
- ・キャンセル数：計 3 回の調査結果は、以下のとおり。
  - 1 0 月末日時点 約 16 万人強
  - 1 1 月 9 日時点 31 万 1,398 人
  - 3 月 1 5 日時点 41 万 7,435 人
- ・売上減少状況：1 2 月～2 月の売上は前年比 70～80% (ただし回答率は 1/4 程度)。つまり 20%以上のキャンセルが出たという意味。
- ・正式な調査結果ではないが、11 月時点での売上は 50～70%減という数値もある。
- ・なお、上記はすべて、加盟旅館のみを対象とした調査であり、回答のあったところのみの集計。

## ■新潟県産業労働部観光振興課 資料 (4 月 4 日電話にて FAX 送付依頼)

- ・県としては、宿泊施設の平均稼働率は把握していない (平常時、中越地震後とも)。
- ・宿泊施設への影響調査 (サンプル数 229 件に対する前年同期の宿泊客数対比を聞き取り) 結果は以下のとおり。

H16.11/H15.11	0. 7 6
H16.12/H15.12	0. 9 1
H17.1/H16.1	0. 9 2
H17.2/H16.2	0. 8 8
4ヶ月間合計	0. 8 6

※自由記述欄には「客数はもどっているが、単価が下がっているのが苦しい」との趣旨のコメントが複数あり

- ・復旧工事関係者の宿泊により、減少が少なくなっている施設もある (観光振興課)

## 避難所・福祉避難所に関する告示・通達

## ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 144 号)

改正 平成 14 年 2 月 28 日 厚生労働省告示第 41 号  
 改正 平成 14 年 3 月 29 日 厚生労働省告示第 147 号  
 改正 平成 15 年 3 月 31 日 厚生労働省告示第 142 号  
 改正 平成 16 年 3 月 31 日 厚生労働省告示第 164 号  
 改正 平成 17 年 4 月 1 日 厚生労働省告示第 203 号

抜粋

## 第 1 章 救助の程度、方法及び期間

(収容施設の供与)

**第 2 条** 法第 23 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

## 1 避難所

- イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、100 人 1 日当たり 30,000 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ニ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とすること。

## 2 応急仮設住宅

- イ 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 1 戸当たりの規模は、29.7 ㎡を標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,433,000 円以内とすること。
- ハ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによること。
- ニ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できること。
- ホ 災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- ヘ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- ト 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項に規定する期限までとすること。

# ○大規模災害における応急救助の指針について(平成9年6月30日 社援保第122号)

各都道府県災害救助法主官部(局)長宛 厚生省社会・援護局保護課長通知  
改正 平成14年3月20日 社援保発第0320001号

抜粋

## 第2 応急救助の実施

### 1 避難所の設置

#### (1) 避難所の指定

- ア 避難所の指定に当たっては、当該地域の大多数の住民が避難することを想定し、その量的な確保を図っておくこと。
- イ 避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限り、生活面の物理的障壁の除去(バリアフリー化)された公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすること。
- ウ 都市化の進んだ人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保を図っておくこと。
  - (ア) 企業が所有する施設等の協力。
  - (イ) 都道府県内の市町村間での協力、連携。
  - (ウ) 他の都道府県との災害援助協定等。

#### (2) 利用関係の明確化

- ア 避難所をあらかじめ指定しようとする場合には、当該施設の管理(所有)者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。
- イ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係部局と調整を図ること。
- ウ この場合、文部科学省において「学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議」による「学校等の防災体制の充実について」(平成8年9月2日)の報告書を教育委員会あて配付しているので、これらを参考にすること。

#### (3) 避難所の周知

- ア 避難所を指定した場合は、広報紙等により地域住民に対し周知を図るとともに、防災の日等に年1回以上は広報を行うなど、周知徹底を図ること。
- イ 避難所として指定した施設については、住民にわかりやすいよう避難所である旨を当該施設に表示しておくこと。

#### (4) 避難所における備蓄

- ア 避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水、生活必需品等を備蓄しておくことが望ましいこと。
- イ この場合、避難所に予定される施設は、他の用途に使用されていることから、施設の管理者等の理解を得た上で実施すること。
- ウ 避難所における都道府県の備蓄については、基金による分散備蓄と認められるので、基金を活用しての備蓄について検討すること。

#### (5) 避難所の設置

- ア 災害が発生した場合には、あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、避難所を設置すること。
- イ あらかじめ指定した避難所では不足する場合には、厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により実施すること。

#### (6) 通信手段の確保

- 被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者の情報入手を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を設置すること。
- また、機器に不慣れな高齢者等についても、情報ボランティアとの連携、協力等により情報に接することができるよう配慮すること。

#### (7) 避難所の生活環境の整備

- ア 避難所を設置した場合には、避難生活に必要な寝具、被服、日用品等を速やかに配布すること。
- イ 避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、避難所の集約に合わせて、小部屋がある等生活環境の良好な施設の利用を図るよう配慮するほか、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じること。
  - (ア) 畳、マット、カーペット

- (イ) 間仕切り用パーティション
  - (ウ) 冷暖房機器
  - (エ) 洗濯機・乾燥機
  - (オ) 仮設風呂・シャワー
  - (カ) 仮設トイレ
  - (キ) テレビ・ラジオ
  - (ク) 簡易台所、調理用品
  - (ケ) その他必要な設備・備品
- ウ 物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、高齢者・障害者等が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。
- エ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに、必要な電気容量を確保すること。
- (8) 指定避難所以外の被災者への支援
- ア 関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給すること。
  - イ 指定避難所以外に避難した被災者については、状況が落ち着いた段階で、仮設トイレや仮設風呂等の設備が整い、各種の救助が確実になされる指定避難所への再避難を行うことについて、あらかじめ周知し、理解を得ること。
  - ウ 特に、救助活動の拠点となる施設等に避難した者については、円滑な救助を確保する観点からも、できる限り速やかに指定避難所への移転を図ること。
- (9) 避難所運営の手引（マニュアル）の作成
- ア 避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営の手引（マニュアル）を作成し、避難所の運営基準や方法を明確にしておくこと。
  - イ 手引（マニュアル）は、要員不足にも対応できるよう、災害救助関係職員以外の者の利用を想定したものとする。
  - ウ 手引（マニュアル）に基づき、関係機関の理解及び協力も得て、平常時から避難所の管理責任予定者を対象とした研修を実施すること。
- (10) 管理責任者の配置
- ア 避難所を設置した場合には、原則として各避難所に都道府県又は市町村職員等による管理責任者を配置し、避難所の運営を行うこと。
  - イ 災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者に充てることも考えられるので、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。
  - ウ 災害発生直後から当面の間は、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮すること。
  - エ 都道府県又は市町村職員等が、自らの被災や交通機関の途絶等がはなはだしいため、十分に確保できないなどの理由で、管理責任者を他に得る手段がない場合は、臨時職員の雇用も考慮すること。
- (11) 管理責任者の役割
- 避難所の管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。
- ア 避難所に避難した被災者の人数、世帯構成、被害状況、救助に当たり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、被災者台帳を整備すること。
  - イ 被災者台帳に基づき、常に被災者の実態や需要を把握すること。救助に当たり特別な配慮を要する者を把握した場合は、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うための連絡調整を行うこと。
  - ウ 避難所に必要な食料・飲料水その他必要な生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市町村等の行政機関（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。
- (12) 住民による自主的運営
- 避難所を設置した場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による自主的な運営が行われるよう努めること。また、被災者による自発的な避難所での生活のルールづくりを支援すること。
- (13) 防犯対策等
- ア 避難所における個別的な需要の把握や、防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所への巡回パトロール等を実施すること。
  - イ 避難所の治安・防犯等の観点から、真に必要なやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること。
- (14) 避難所の早期解消

- ア 避難所の設置は応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。
- イ 学校を避難所とした場合には、特に教育機能の早期回復を図ること。
- ウ 避難所の早期解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置を速やかに行い、被災者の避難所からの移転を進めること。
- エ 半壊した住宅については、居住を続けながら本格補修へとつなぐことができるよう、住宅の応急修理制度の活用を図るなどし、住宅の残存部分の活用が可能となるよう配慮すること。

### 第3 応急救助に当たり特別な配慮を要する者への支援

#### 3 避難所における支援対策

##### (1) 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設すること。

##### (2) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者のための相談窓口を設置すること。

##### (3) 福祉避難所の指定

ア 要援護者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。以下(3)、(4)及び(5)において同じ。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。

イ 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とすること。

また、平成12年度より入所施設附設の防災拠点型地域交流スペース整備事業が実施されたところであり、本事業を活用して入所施設を福祉避難所として積極的に整備すること。

ウ 福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。

##### (4) 福祉避難所の量的確保

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と協議の上、社会福祉施設等や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置すること。

##### (5) 福祉避難所への避難誘導

ア 災害が発生し必要と認められる場合には、直ちに福祉避難所を設置し、被災した要援護者を避難させること。なお、要援護者の家族についても、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させて差し支えないこと。

イ 避難に介助等を要する者に対しては、家族、民生委員、地域住民、都道府県又は市町村職員等が協力して介助等を行うこととなるが、必要に応じて過度の負担とならない範囲で福祉避難所を設置する施設等の協力を得ること。

##### (6) 福祉避難所の管理・運営

ア 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。

イ 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。

ウ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。

エ 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。

## ○ 災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日 社施第99号）

各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知  
改正 昭和42年7月8日 社施第168号  
昭和44年2月26日 社施第21号  
昭和47年1月14日 社施第3号  
平成9年6月30日 社援保第120号  
平成12年3月31日 社援第867号  
平成13年7月25日 社援発第1286号

抜粋

### 第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、令第9条第1項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「告示」という。）に従い都道府県知事が定めているところであるが、その実施にあたっては、次の点に留意されたいこと。

#### 1 救助の実施時期

法による救助は一般的には、災害発生の日を開始されることとなるが、雪又は長雨等で被害が漸増し、一定日時を経た後初めて法の適用基準に達した場合は、法の適用基準に達し、現に救助を必要とする状態となった日をもって災害発生の日とみなしてとりあつかってさしつかえないこと。

#### 2 救助の種類別留意事項

##### (1) 収容施設の供与

###### ア 避難所

- (ア) 避難所設置のために支出できる費用の限度は、市町村ごとにそれぞれ告示に示された1人1日当たりの限度額の範囲内であること。
- (イ) 避難所を閉鎖した場合における残存資材等は、換価処分をし、当該収入金額を避難所設置の費用から控除すること。
- (ウ) 避難所設置のために支出できる費用には、テレビ・ラジオ・公衆電話、公衆ファクシミリ、懐中電灯、仮設便所、仮設風呂、仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機を含む。）、簡易調理室、冷暖房機器、仮設スロープ、更衣及びプライバシー確保に必要な間仕切り設備等の機械、器具、備品、仮設設備等の整備に要する費用を含むものであること。
- (エ) 維持及び管理に要する費用のうち、管理責任者の設置費用について、管理責任者が原則として都道府県又は市町村職員であることから、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当（以下「時間外勤務手当」という。）等は救助の事務を行うのに必要な費用（以下「事務費」という。）に含まれることとなるが、その他の管理又は運営に要する経費は、精算等の事務に係るものを除き、避難所設置のための費用に含まれるものであること。
- (オ) 「福祉避難所」の対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。

また、「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用とすること。

## 三類型の避難情報

■ 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者の避難支援検討会で示された三類型の避難情報

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備（要援護者避難） 情報	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

## 有珠山噴火災害における家畜への対応について

## ■有珠山噴火災害における家畜

- ・緊急避難の直後の現地対策本部において、最初に問題となったテーマのひとつが、残してきた家畜・ペット対策であった。
- ・噴火翌日の4月1日午後開催された第3回非常災害合同会議では、「当面の主要問題に対する対応」としてすでに家畜、ペット対策があげられ、責任体制を明確にしている。
- ・特に家畜については、農林水産省などが中心となって対応、警察の協力も得て、移動や飼料供与の手配を行った。
- ・4月1日午後には、伊達市・虻田町の5農家が所有する家畜約100頭が域外へ輸送された。これらの結果、同日中には移動希望のある家畜ほとんどの移動は終了し、残された家畜の飼料供与についても全農家で実施できる状態となった。
- ・また、昭和新山のふもとにある「昭和新山熊牧場」には90頭以上のヒグマが残されており、逃げ出して人に危害を加えるおそれがあるという理由で射殺も検討されたが、周囲は高いコンクリート壁で覆われていることから、当面、逃走の危険は低いと判断された。そこで、警察の協力を得て、毎日1回、給餌および施設の安全の確認を行う一方で、万一の場合に備えてハンターに協力を依頼、出動体制を整備するという対応がとられた。

有珠山周辺地域における家畜の移動状況（4月1日 17:00現在）

市町村	形態	指示地区内	移動済	備考
伊達市	酪農	1戸 6頭	1戸 6頭	
	肉牛	3戸 116頭	2戸 28頭	うち1戸は、出荷予定牛のみ移動
	養豚	2戸 1,797頭		
	養鶏	1戸 60,000羽		
虻田町	馬	1戸 1頭	1戸 1頭	
	酪農	2戸 110頭	2戸 77頭	うち1戸は、成牛のみ移動
	肉牛	3戸 21頭	2戸 11頭	
壮瞥町	馬	4戸 18頭	2戸 10頭	
	酪農	-		
	肉牛	1戸 44頭		

（文献：内閣府、「平成12年（2000年）有珠山噴火非常災害対策本部・現地対策本部対策活動の記録」2001）

1. 避難対策

1-6 家畜避難

家畜避難の対応マニュアル例

■ 畜産関係対応マニュアルの例（岩手県）

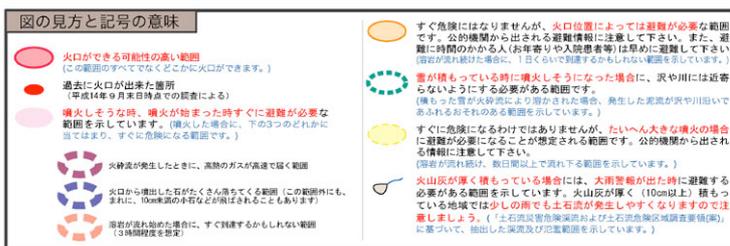
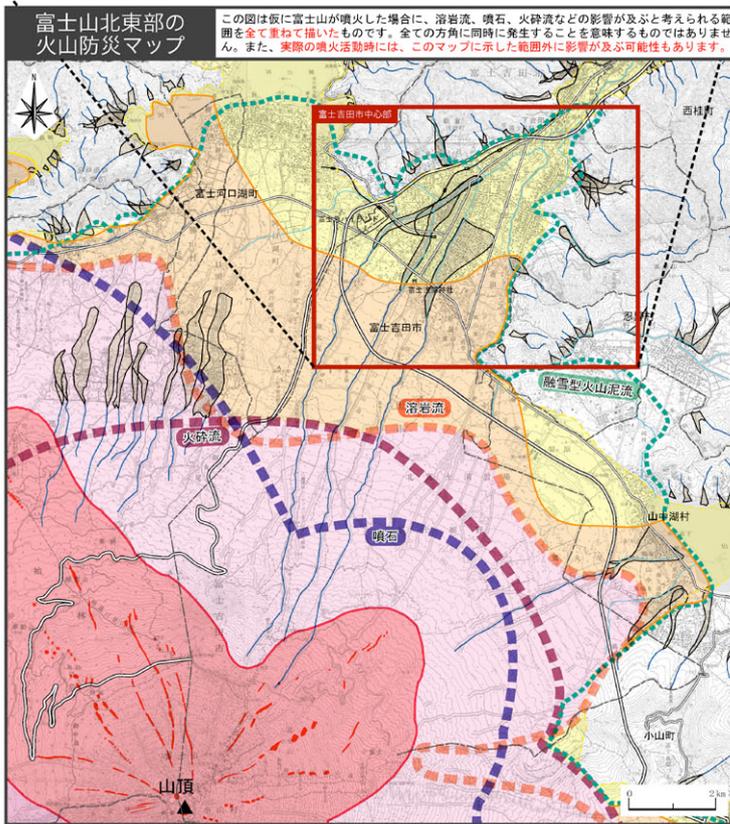
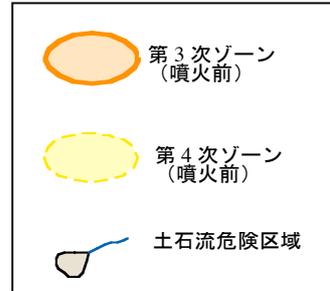
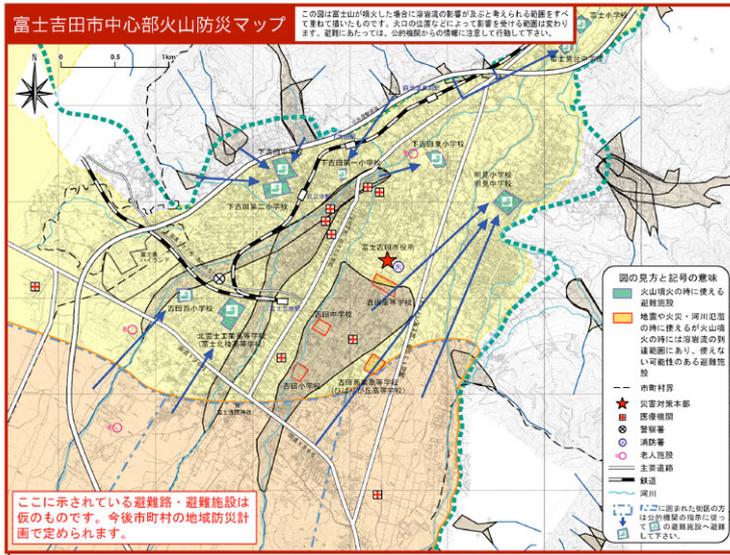
畜産関係の応急対策に係るフロー図

項 目	生産者	農 協	市町村	振興局	畜産課	関係機関	備 考
1 岩手県地域防災計画の畜産応急対策の周知・徹底	周知	周知	周知	周知	周知		
2 応急対策実施計画の作成 (マニュアル作成を含む)			市町村計画	県支部計画	県本部計画		
3 事前調査 防災マップに基づき緊急避難が必要な家畜等の調査 ・ 農家、家畜頭数、畜産施設、草地等	調査	調査	調査	調査	調査		
4 災害発生時の対応 (1) 配備体制 (2) 非常召集 (3) 被害報告 ・ 畜産物被害調査及び報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>農政部災害応急対策実施マニュアルのⅢ 非常収集に準じて行う</li> <li>農政部災害応急対策実施マニュアルのⅤ 災害情報の収集・伝達と応急対策の総括に準じて実施</li> </ul>						
5 応急対策に実施 (1) 必要な運搬車、避難場所、必要資材等の確保、要請 ・ 家畜の避難先、避難先までの運搬手段 ・ 避難先で必要な施設、資材（飼料、搾乳施設） ・ 不足する場合の調達  ・ 不足する場合の調整依頼 市町村間で調達、斡旋 振興局管内で調達、斡旋 振興局管内で調達できない場合の調達、斡旋 農業団体、他振興局への協力要請 他振興局からの確保台数の報告、連絡	基本的に生産者自ら確保、不足する場合に市町村に要請	連携 他の農協等	他の市町村	要請	要請	要請	県域の団体 他振興局に対する要請

岩手山の火山活動に係る畜産関係応急対策

項 目	内 容	分 担	時期	県の対応
1 岩手山周辺畜産の実態調査	(1) 予想される被害範囲別 ① 畜種別農家数 ② 家畜頭数 ③ 飼料生産基盤 ④ 畜産施設、飼料基盤 〔降灰予想地区 土石流危険地区 避難対象地区〕	市町村 農協	発生前	振興局 (農業改良普及センター、家畜保健衛生所、の協力)
	(2) 家畜移動体制 ① 受け入れ施設 (個人空牛舎、公共牧場) ② 運搬手段、方法 (運搬車の所有者別台数) (運搬頭数の過不足) ③ 必要な施設、機材 ④ ヘルパーの確保	市町村 農協		市町村間、 振興局間での要請、斡旋
	(3) 生乳及び肉畜運搬体制 ① 受け入れ施設 ② 運搬手段、方法 ③ 必要な施設、機材	農協、経済連		
	(4) 家畜診療、防疫体制	家保 獣医師会		
	(5) 家畜共済制度加入推進	農協 共済組合		
2 家畜を移動する場合の留意事項	(1) 酪農 ① 確保済み受入施設の準備 ② 搾乳、貯蔵施設の準備及び搾乳従事者の確保 ③ 飼料給与、分娩介護、ヌレ子哺育等の労働力確保 ④ 集乳体制の整備 (集乳車の配置、集乳路線の確保) ⑤ 粗飼料、濃厚飼料の確保 (特に粗飼料) ⑥ 糞尿処理体制の確保	市町村、農協 農協、経済連 農協、経済連 農協、経済連 農協、経済連 農協、経済連	発生後	斡旋、調整に協力

# 1. 避難対策 1-11 降灰後の雨による土石流等に備えた避難 火山防災マップにおける土石流の表示例



**■土石流による繰り返し避難：雲仙普賢岳災害の場合**

平成3年2月頃から火山活動が活発化し、降灰に続き、大雨による泥流、土石流の発生が心配されていた。4月に初めて土石流跡が確認されて以来、島原市は警戒を強めていた。5月15日前日からの降雨により、水無川ワイヤーセンサーが切断され、上流の住民に初めて避難を勧告した。(以下、土石流による繰り返し避難の状況を示す)

- ・5月15日2時30分から6時30分にかけて島原市、深江町の各町に順次避難勧告が出された。
- ・同日8時50分から9時10分にかけて全町とも避難が解除された。
- ・その後、土石流に対する避難勧告は繰り返し実施された。
- ・5月19日13時20分から45分にかけて島原市、深江町の各町に避難勧告が出された。
- ・5月20日14時から15時にかけて避難解除。
- ・5月21日2時59分島原市5町で避難勧告が出され、同日5時55分解除。
- ・5月24日19時23分島原市10町で避難勧告。同43分深江町に避難勧告が出された。
- ・5月25日3時10分島原市で避難解除。同6時に深江町が避難解除された。

(文献：長崎県、「雲仙・普賢岳噴火災害誌」1998)

**■長期滞在型避難施設**

雲仙岳周辺地域では、土石流発生時に住民が避難するための集合避難施設が整備された。

雲仙普賢岳災害の島原市・深江町では、避難者のプライバシーの確保された生活空間の確保という観点から、国の避難施設緊急整備事業として「集合避難施設」が整備された。これは、世帯毎に居住空間が与えられており、長期化に備えた設備も有する設備となっている。



(内閣府防災担当ホームページ, <http://www.bousai.go.jp/kazan/sinkasai/k40506.htm>)